

大和ゆとりの森指定管理者

募集要項

(大和市都市公園条例規定施設)

令和6年7月

大和市環境施設農政部

大和ゆとりの森指定管理者募集要項 目次

1. 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割	・・・ P 1
2. 施設の概要	・・・ P 1
3. 指定管理にあたっての条件	・・・ P 5
(1) 指定管理者が行う業務	
(2) 指定期間	
(3) 利用料金制	
(4) 指定管理料	
(5) 管理の基準	
(6) 委託の制限	
(7) 業務の引継ぎ	
(8) モニタリング等	
(9) 事業の継続が困難になった場合の措置	
(10) リスク分担	
(11) その他	
4. 申込みの手続き	・・・ P 1 0
(1) 応募資格	
(2) 提出書類	
(3) 応募者説明会	
(4) 質問の受付	
(5) 提出期限	
5. 選定等の基準	・・・ P 1 2
(1) 選定方法	
(2) 選定基準	
(3) 面接審査	
(4) 選定結果のお知らせ	
6. 指定管理者の指定	・・・ P 1 3
(1) 指定管理者の指定	
(2) 指定の年月日	
(3) 協定の締結	
7. スケジュール	・・・ P 1 3
8. 添付書類	・・・ P 1 4
9. 提出先及び問合せ先	・・・ P 1 4

大和ゆとりの森指定管理者募集要項

1. 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

大和ゆとりの森（大和市福田4112、以下「ゆとりの森」という）は、大和市を代表する総合公園で、スポーツとレクリエーションをテーマとした公園です。現在も整備中ですが、平成19年度の開園以降、様々な施設がオープンしています。（別図1参照）

指定管理者には、このような公園の設置目的及び施設内容を踏まえて、民間事業者としての知識、能力、経験を活かし、関係機関との連携のもと、施設の設置目的等を十分理解し、公共の福祉の増進に寄与することを期待します。

2. 施設の概要

(1) 園地・バーベキュー広場

ア 施設内容 面積 11.4ha

(ア) 仲良しプラザ 1棟

建築面積 1,101.61㎡ (RC造)

延床面積 1,613.20㎡

1階 801.15㎡ (防災備蓄倉庫、電気室)

2階 797.76㎡ (多目的ルーム、授乳コーナー、救護室、トイレ、
販売コーナー、倉庫、ロッカー室、事務室等)

R階 14.29㎡ (エレベーターホール、空調設備)

210.00㎡ (展望デッキ)

(イ) トイレ (芝生グラウンド南側) 1棟

建築面積 66.03㎡ (RC造)

延床面積 64.52㎡

(男子用) : 自動洗浄小便器3基、自動洗浄小便器(手すり付)1基
和風大便器1基、車いす用便器1基

(女子用) : 和風大便器1基、洋風大便器1基、車いす用便器1基、幼児用
便器1基

(みんなのトイレ) : 多目的便器1基、壁掛式汚物流し1基、ベビーチェア1基
カウンター一体型洗面器1基、多目的シート1基

(配電盤室) : 分電盤、警報盤、表示器、ITV架、弱電端子盤

(ウ) わんぱく広場倉庫 1棟

延床面積 23.39㎡ (鉄骨造)

(エ) 四阿 4棟

延床面積 162.00㎡ (鉄骨造)

(オ) 木橋 (風の橋) 1橋

幅員4m、長さ20m

(カ) 木橋 (四季の橋) 1橋

幅員6m、長さ10m

(キ) 流れ 1箇所

流水幅員1m、長さ420m

- (ク) 大型複合遊具ほか児童用遊具 1式
- (ケ) 小型複合遊具ほか幼児用遊具 1式
- (コ) ふわふわドーム 1式
- (サ) 健康遊具 1式
- (シ) ロータリー 1か所
- (ス) エントランス 2か所
- (セ) ミスト 2か所
- (ソ) 休憩施設 (わんぱく広場) 1棟
- (タ) 多目的リンク (スケートボード・自転車等練習場) 1か所
- (チ) 軽スポーツ広場 1か所
- (ツ) 管理作業所 1棟
 - 建築面積 125.64㎡ (鉄骨造平屋建て)
 - 床面積 124.74㎡ (作業室、倉庫、打合室、トイレ併設)
- (テ) トイレ・休憩施設 (バーベキュー広場東側) 1棟
 - 床面積 63.65㎡ (RC造)
 - (男子用) : 自動洗浄小便器2基、車いす用便器1基
 - (女子用) : 洋風大便器1基、車いす用便器1基
 - (みんなのトイレ) : 多目的便器1基、壁掛式汚物流し1基、ベビーチェア1基
カウンター一体型洗面器1基、多目的シート1基
 - (休息施設) : 弱電端子盤、サポートベンチ、自販機スペース
- (ト) バーベキューサイト野外卓 30か所
- (ナ) バーベキューサイト野外卓 (屋根付) 6か所
 - 床面積 (1か所当り) 17.5㎡ (鉄骨造)
- (ニ) バーベキュー広場洗い場 (屋根付) 6か所
 - 床面積 (1か所当り) 28.5㎡ (鉄骨造)
- (ヌ) 受水槽 (鋼板製一体形タンク二槽式) 5棟
- (ネ) トイレ (大規模多目的スポーツ広場南側) 1棟
 - 床面積 84.71㎡ (RC造) (2.28㎡ 平成28年4月増築 S造)
 - (男子用) : 自動洗浄小便器6基、洋風大便器1基、車いす用便器1基
 - (女子用) : 洋風大便器3基、車いす用便器1基
 - (みんなのトイレ) : 多目的便器1基、壁掛式汚物流し1基、ベビーチェア1基
 - (放送機器室) : 1式
 - (自販機スペース) : 1式
- (ノ) 公園連絡橋 (オモチャの橋) 1橋
 - 幅員2.0m、長さ17.8m
- (ハ) 駐輪場 2か所

イ 施設構造・規模等

透水性ブロック舗装、脱色アスファルト舗装、レンガ調ブロック、舗装、レンガ縁石、ツリーサークル、エッジング、誘導ブロック、自然石石貼り舗装、絵付けブロック、緑化ブロック舗装、ベンチ、木橋、展望デッキ、スツール、シェルター、サイン施設、車止め、フェンス、園名柱、トレリス、パーゴラ、水飲み場、

足洗い場、散水栓、雨水排水施設、汚水排水施設、引込柱、各種配電盤、時計塔
監視カメラ、ITV設備、通信施設、電気施設、照明灯、足下灯、ろ過施設、井戸
施設、流れ施設、ふわふわドーム、擬木柵、緑化ブロック、フラッグポール、
ウッドデッキ、野外卓、洗い場、ピクニックテーブル、浸透槽

(2) 芝生グラウンド

ア 施設内容 面積 1.3ha (少年サッカー2面相当)

(ア) 全面天然芝張りグラウンド 120m×100m

(イ) 芝生グラウンド倉庫 1棟

延床面積42.43㎡ (鉄骨造)

イ 施設構造・規模等

フェンス、シェルター、放送施設

(3) 駐車場並びに臨時駐車場

ア 施設内容 面積 2.7ha

(ア) 駐車場(東側) 駐車台数: 203台(普通車)、6台(大型バス)

(イ) 駐車場(南側) 駐車台数: 102台(普通車)

(ウ) 駐車場(南側第2) 駐車台数: 202台(普通車)

(エ) 駐車場倉庫 1棟

延床面積11.49㎡ (鉄骨造)

(オ) 臨時駐車場 駐車台数: 219台(普通車)

(カ) 臨時駐車場倉庫 1棟

延床面積6.48㎡ (鉄骨造)

イ 施設構造・規模等

アスファルト舗装、誘導ブロック、サイン施設、車止め、フェンス、雨水排水施設、引込柱、各種配電盤、時計塔、監視カメラ、通信施設、電気施設、照明灯、自動料金積算システム(キャッシュレス決済対応)、植栽帯、植栽

(4) テニスコート

ア 施設内容 面積 0.6ha

(ア) 人工芝コート 8面

(イ) テニスコート四阿 1棟

床面積 9.0㎡ (鉄骨造)

(ウ) テニスコート倉庫 1棟

床面積 24.84㎡ (鉄骨造)

(エ) 夜間照明灯

イ 施設構造・規模等

砂入り人工芝コート、RC造スタンド、雨水排水施設、各種配電盤、電気施設、放送設備、照明灯、フェンス、水飲場

(5) 大規模多目的スポーツ広場※

ア 施設内容 面積 1.2 ha

(ア) 人工芝コート 1面、観客スタンド 1か所

(イ) 倉庫 1棟

床面積 49.69 m² (鉄骨造)

(ウ) ベンチシェルター (1棟当たりベンチ16席) 3棟

床面積 (1棟当たり) 9.20 m²

(エ) 夜間照明灯

イ 施設構造・規模等

ロングパイル人工芝コート、RC造観客スタンド、雨水排水施設、各種配電盤、電気施設、照明灯、フェンス、防球ネット、放送施設

※大規模多目的スポーツ広場は拡張予定あり (時期未定)

追加施設内容 面積 1.7 ha

(ア) 人工芝コート 1面

(イ) 本部席棟 1か所 床面積 85.00 m²

(ウ) ダグアウト 2か所 床面積 65.00 m²

(エ) 稼働フェンス格納庫 1棟 床面積 54.00 m²

(オ) 観覧席 2棟 床面積 95.00 m²

(カ) 夜間照明灯

なお、指定期間中に供用開始となる場合は変更協定にて対応する予定です。

(6) 中規模多目的スポーツ広場

ア 施設内容 面積 0.4 ha

(ア) 人工芝コート 3面 (ロングパイル人工芝コート)

(イ) ハードコート 1面 (スポーツコート)

(ウ) 倉庫 1棟

床面積 42.43 m² (鉄骨造)

(エ) 夜間照明灯

イ 施設構造・規模等

フットサル・ハンドボール兼用ゴール雨水排水施設、各種配電盤、電気施設、照明灯、バスケットゴール、フェンス、防球ネット

(7) スポーツハウス

ア 施設内容 延床面積 182.18 m² (軽量鉄骨造平屋建て)

(ア) 更衣室 5室

(スポーツロッカー室2室、コインロッカー室2室、審判更衣室1室)

(イ) 救護室 1室

(ウ) シャワー室 4室 (コインシャワー12か所)

(エ) トイレ 5基 (車いす用便器2基、洋風大便器3基)

(オ) 倉庫 1室

- (カ) 受水槽 1棟
- (キ) LPガスバルク貯槽 1基
- イ 施設構造・規模等
雨水排水施設、汚水排水施設、各種配電盤、電気施設、受水槽、液化ガス施設

注) (1)～(7)の施設については、現地と書類等に相違がある場合は現地を優先して下さい。

3. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）

ア 施設の運営に関すること

レクリエーションなど、公園がもつ様々な機能を十分に発揮させ、来園者が公園を利用しやすいようにサービスを向上させるものです。

- ・利用者等からの要望・意見の対応
- ・安全確認のための巡回巡視等の対応
- ・利用者の安全確保、利用指導及び案内等に関する業務
- ・施設利用者の受付・承認・利用料金に関する業務
- ・スケジュール管理業務
- ・経理業務
- ・報告、統計業務
- ・情報提供業務
- ・事業計画書及び収支予算書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・関係機関との連絡調整
- ・自己評価の実施
- ・指定期間終了にあたっての引継業務
- ・大和市環境方針等の環境保全活動に関する業務
- ・その他日常業務の調整

イ 維持管理に関すること

公園利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく園地、有料施設を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。

- ・樹木等植物育成管理
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・巡視・点検
- ・その他維持管理に必要な業務

ウ 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の効果的な活用や利用者の利便性の向上を図るため、施設の設置目的の範囲内において、自らの責任と費用で自主的に事業を行うことができます。

自主事業の実施にあたっては、あらかじめ市と協議を行い、事業計画書を提出する必要があります。

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 利用料金制

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。

公園施設の利用料金は、大和市都市公園条例第42条第2項に規定する範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることができます。

なお、大和市都市公園条例第42条別表第3に定められている公園施設の利用料金については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

(4) 指定管理料

ア 市は管理運営に必要な経費として、指定管理料を支払います。

イ 年間指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）は下記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となりますのでご注意ください。

〔年間指定管理料上限額〕

指定管理料の上限額 108,563,000円（1年間）

ウ 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

エ 管理口座

指定管理料は団体等の口座とは別の口座で管理してください。

オ 剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

注1）仕様などの変更等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

注2）施設内に設置されている自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

(5) 管理の基準

ア 人員の配置等

(ア) 施設全体を統括して管理する責任者、公園施設（仲良しプラザ・園地・バーベキュー広場・トイレ休憩所・駐車場・臨時駐車場）、スポーツ施設（芝生グラウンド・テニスコート・中規模多目的スポーツ広場、大規模多目的スポーツ広場、スポーツハウス）の管理運営業務を行う責任者を各1名配置するほか、業務を遂行するために必要な人員を置くものとして下さい。ただし、統括責任者は公園施設（仲良しプラザ・園地・バーベキュー広場・トイレ休憩所・駐車場・臨時駐車場）の管理運営業務を行う責任者を兼ねることが出来ます。

(イ) 施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置することとして下さい。

イ 法令等の遵守

業務の遂行に当っては、関連する全ての法令等を遵守することとします。都市公園法、大和市都市公園条例及び同条例施行規則並びにゆとりの森駐車場運営マニュアルほか、特に以下のことに気を付けてください。

- ・地方自治法第244条第2項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。
- ・地方自治法第244条第3項 指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ・個人情報の保護に関する法律にのっとり、必要な措置を講じるものとする。

(6) 委託の制限

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、下記の業務においては、委託が可能です。

ア 仲良しプラザ・駐車場・臨時駐車場・園地（バーベキュー場含む）

高木の剪定、中低木の剪定、除草、ポンプ設備保守点検、受水槽設備保守点検、受水槽設備清掃、ろ過設備保守点検、井戸設備保守点検、ふわふわドーム保守点検及び監視、電気設備保守点検、夜間警備、園地清掃、水質検査、流れ設備保守点検、流れ清掃、防災・防犯カメラ及び関連機器保守点検、水位・雨量測定器保守点検、遊具保守点検（法定点検含む）、昇降機保守点検、自動ドア保守点検、電動シャッター保守点検、自家発電機保守点検、仲良しプラザ清掃、自動火災報知機保守点検、非常放送設備保守点検、誘導灯保守点検、機械警備、高圧受電機器保守点検、空調設備等保守点検、建築物等法定点検、駐車場の管理運営、駐車場自動料金清算システムの保守点検、電気保安、交通整理、売店業務、バーベキュー場業務

イ 芝生グラウンド

グラウンド整備、芝生管理、散水装置保守点検、清掃

ウ テニスコート・大規模多目的スポーツ広場・中規模多目的スポーツ広場

人工芝管理、スポーツコート管理、電気設備保守点検、清掃

エ スポーツハウス

自動ドア保守点検、自動火災報知機保守点検、誘導灯保守点検、清掃

(7) 業務の引継ぎ

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。

指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担については、すべて次期指定管理者の負担となります。

現指定管理者が受けた施設の予約について、予約時と同一条件での利用を保証することになります。

前納された利用料金については、利用日が次期指定管理者の期日であっても現指定管理

者の収入とします。

注3) 引継ぎ前に雇用されている職員の継続雇用の配慮をお願いします。また、新たに職員を雇用する場合には地元採用の配慮をお願いします。

注4) 施設の利用料金の設定については、基本的に現価格設定を踏襲するものとします。

(8) モニタリング等

市は、当該施設の円滑な運営を確保し、指定管理業務の実施状況を把握するため、定期モニタリング及び事業評価を実施します。

また、指定管理者は自ら行う管理運営業務の自己評価を実施するものとします。

市は、指定管理者に事業評価の結果を報告し、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善勧告を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

なお、市の監査委員が必要と認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

ア 定期モニタリング

(ア) 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとします。

(イ) 四半期総括書の提出

指定管理者は、3ヶ月に一度、過去3ヶ月間の業務内容を総括した四半期総括書を作成し、市に提出するものとします。

(ウ) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度、年度終了後、各々60日以内に協定書に定めた事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出するものとします。

(エ) 書式

月報及び四半期総括書の書式は、協定において定めるものとします。

イ 事業評価

指定期間中は上記の指定管理者が提出する書類等に基づき、市は、毎年度事業評価を実施します。

ウ 自己評価（セルフモニタリング）

(ア) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、施設の管理運営が公園施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、毎年度、自己評価を行うものとします。

また、指定管理者は、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取入れる取組みを行うものとします。

(イ) 評価項目

評価項目については、協定において定めた事業評価に定める視点に基づき行うものとします。

エ 業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

(9) 事業の継続が困難になった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、ます。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとし、ます。

イ その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、ます。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとし、ます。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園施設等の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとし、ます。

(10) リスク分担

指定管理業務に係る大和市と指定管理者の責任分担は、別紙のリスク分担表の通りとし、ます。

なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又はリスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとし、ます。

(11) その他

ア 保険の加入（詳細は仕様書のとおり）

維持管理業務の実施にあたり、仕様書に定める内容の施設賠償責任保険等に加入するものとし、ます。

イ 施設の利用料金の収受等

他の公園施設（大和市都市公園条例規定施設）及びスポーツ施設（大和市スポーツ設置条例規定施設）の利用受付及び利用料金の収受等に関しては相互に対応するものとし、ます。

ウ 自動販売機に関するトラブル

釣り銭切れ、機械の故障破損による設置業者への連絡等、空き缶・空き瓶への対応や、販売物搬入に対する支援等については、自動販売機の設置業者と指定管理者との間で協議頂くこととなりますので、この件については指定管理料の積算において算入しないようご注意ください。

エ 災害時の使用内容

生活必需物資集積センター、広域避難場所及び風水害時の指定避難所（以下、応急活動拠点という。）の運営支援要請に対し協力して下さい。

災害発生時の他施設の状況等により、応急活動拠点以外の応急対策活動拠点としての運営支援要請に対し協力するよう努めて下さい。

4. 申込みの手続き

(1) 応募資格

ア 応募資格等

応募者は、法人またはその他の団体（以下「団体等」という）、若しくは共同事業体とし、個人での応募は受けません。共同事業体で応募する場合は共同事業体を代表する団体等を定めてください。

イ 欠格事項

(ア) 団体等が単独で応募しようとする場合、次のいずれかに該当するときは、応募者となることはできません

- ・ 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・ 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者であること。
- ・ 団体又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・ 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体の法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・ 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）。
- ・ その他市長が指定管理者として適当でないとする者であること。

(イ) 共同事業体で応募しようとする場合、次のいずれかに該当するときは、応募者となることはできません。

- ・ 構成する団体のいずれかが上記（ア）の条件に該当する者であること。
- ・ 応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時まで代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。

ウ 複数応募の禁止

単独で応募した団体等は、共同事業体による応募の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

エ 共同事業体による応募の構成員の変更

共同事業体による応募の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

オ 申込みに関する留意事項

(ア) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(イ) 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(ウ) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(エ) 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(オ) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（第3号様式）を提出してください。

(カ) 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

(キ) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとします。なお、提出部数は正本1部 副本15部（A4またはA4折込）です。

ア 指定申込書（大和市都市公園条例施行規則 第19号様式）

イ 定款等 最新のもの

ウ 登記簿謄本 申込み日前6ヶ月以内

エ 申込団体の収支予算書及び事業計画書（最新のもの）

オ 申込団体の収支決算書及び事業報告書（最新のもの）

カ 企画提案書（第1号様式）

キ 収支予算書（第2号様式）（令和7年度から令和11年度）

ク 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出

ケ 財産目録

コ 理事、評議員及び役員等（実質的に経営に関与するものを含む）の名簿（氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類）（第4号様式）

（記載内容を神奈川県警察本部に照会することを了承すること。）

サ 団体の概要がわかるもの（団体の活動実績及び経営状況を証明する書類）

- シ 欠格事項に関する申立書
- ス 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除く）
- セ 共同事業体による応募の場合の必要書類（協定書、委任状、構成員名簿等）

(3) 応募者説明会

ア 日 時 令和6年7月31日（水） 午後2時から2時間程度

イ 場 所 ゆとりの森仲良しプラザ多目的ルーム

ウ 連絡先 大和市環境施設農政部みどり公園課公園整備係

電話046-260-5450

注1) 説明会参加希望者は前日までに担当の係までご連絡ください。

注2) 募集要項、仕様書等は当日配布しませんので各自お持ちください。

(4) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年8月5日（月）～8月8日（木）

イ 受付方法 任意の様式にご記入の上、直接ご提出いただくか、FAXまたは電子メールにて提出してください。電話や口頭等による質問は受付いたしません。

また、審査への質問、質問受付期間終了後の質問は受け付けません。

FAXまたは電子メールアドレスは、「提出先及び問合せ先」に記載してあります。

ウ 質問回答 予定回答期日を令和6年8月28日（水）とします。

(5) 提出期限

ア 応募期間 令和6年7月24日（水）～9月11日（水）

イ 応募締切 令和6年9月11日（水）午後5時15分

5. 選定等の基準

大和市都市公園条例第29条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認めた団体を指定管理者の候補者として選定します。

(1) 選定方法

ア 資格審査（書類審査）

指定申込書の提出後、事務局が応募者の参加資格要件である仕様書で示す要求水準を満たしているか等について審査を行います。

イ 選定委員会による審査（面接審査）

「大和ゆとりの森の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、「指定管理者選定委員会」を設置し、提出された書類をもとに応募者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査を行います。

ウ 指定管理者の選定

市長は、選定委員会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

- ア 施設等を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 施設等の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(3) 面接審査（応募者によるプレゼンテーション）

- ア 日 時 令和6年10月上旬から10月中旬（日時は書類審査後、通知します）
- イ 場 所 書類審査後、通知します。
注1）面接審査は、公開で行います。ただし、応募団体関係者は入れません。
注2）審査会における審議過程については、非公開とします。

(4) 選定結果のお知らせ

各団体宛に令和6年11月中旬に通知します。

6. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

審査終了後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日 令和7年4月1日

(3) 協定の締結

協議に基づき協定を締結します。協定は以下の項目について定めます。

- ア 総則に関する事項
- イ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ウ 業務実施に係る市の確認事項
- エ 指定管理料に関する事項
- オ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- カ 指定期間の満了に関する事項
- キ 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項
- ク その他市が必要と認める事項

7. スケジュール

- (1) 募 集 要 項 発 表 : 令和6年7月22日(月)
- (2) 募 集 要 項 等 配 布 期 間 : 令和6年7月23日(火)～8月23日(金)
- (3) 説 明 会 : 令和6年7月31日(水)
- (4) 質 問 事 項 の 受 付 期 間 : 令和6年8月5日(月)～8月8日(木)
- (5) 質 問 の 回 答 予 定 期 日 : 令和6年8月28日(水)

- (6) 応募書類受付期間：令和6年7月24日(水)～9月11日(水)
- (7) 募集締切り：令和6年9月11日(水)午後5時15分
- (8) 書類審査の結果及び面接審査の案内：令和6年9月下旬
- (9) 面接審査：令和6年10月上旬から10月中旬
- (10) 選定結果の公表、通知：令和6年11月中旬
- (11) 大和市議会における議決：令和6年12月下旬
- (12) 指定管理者の指定：令和7年4月1日(火)
- (13) 協定の締結：令和7年4月1日(火)
- (14) 管理の開始：令和7年4月1日(火)

8. 添付書類

- (1) 別紙 リスク分担表
- (2) 大和市都市公園条例施行規則 第19号様式
- (3) 第1号様式
- (4) 第2号様式
- (5) 第3号様式
- (6) 第4号様式
- (7) 欠格事項に関する申立書
- (8) 別図1

9. 提出先及び問合せ先

- (1) 名称 大和市環境施設農政部みどり公園課公園整備係
- (2) 住所 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
- (3) 電話 046(260)5450
- (4) FAX 046(260)6281
- (5) 電子メールアドレス ka_midor@city.yamato.lg.jp

注3) FAXまたは電子メールで問合せをする場合は、電話での到達確認もお願いします。

○：主負担 △：従負担

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
周辺住民・市民等 及び施設利用者へ の対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協	議
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協	議
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（乙の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり130万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協	議
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協 議	
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
情報の保護	指定管理者が知りえた情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延 ・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

指 定 申 込 書

令和 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

代表者名

大和ゆとりの森の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添付の上、申し込みます。

記

1. 定款等 最新のもの
2. 登記簿謄本 申し込み日前6ヶ月以内
3. 申込団体の収支予算書及び事業計画書 (最新のもの)
4. 申込団体の収支決算書及び事業報告書 (最新のもの)
5. 企画提案書 (第1号様式)
6. 収支予算書 (第2号様式) (令和7年度から令和11年度)
7. 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出
8. 財産目録
9. 理事、評議員及び役員等 (実質的に経営に関与するものを含む) の名簿 (氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類) (第4号様式)
10. 団体の概要がわかるもの (団体の活動実績及び経営状況を証明する書類)
11. 欠格事項に関する申立書
12. 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税のうち、納税義務を負うものに係る納税証明書又は未納が無いことの証明書 (徴収猶予を受けている場合を除く)
13. 共同事業体による応募の場合の必要書類 (協定書、委任状、構成員名簿等)

企画提案書

施設名：	
1. 法人・団体の概要	
法人・団体の名称	
代表者名	
所在地等	
連絡先（電話番号・担当者名）	
資本金	
役員数・社員数	
設立年月日	
主な業務	
2. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上の取り組みについて	
施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	
基本方針	
利用条件の考え方	
利用の不承認の考え方・承認の取消の考え方	
苦情処理体制	
サービス向上の取り組みについて	
基本方針	
事業の企画内容	
サービスの自己評価・利用者要望・意見への対応策	
地域との連携対応	
3. 施設の効用を最大限に発揮する方法について	
施設の特徴を生かした事業計画について	
基本方針	
施設の特徴（各施設ごとに）	
施設の生かし方（各施設ごとに）	
4. 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費について	
関係法令等の遵守について	
施設の適切な維持及び管理について	
基本方針	
緊急時の対策	

	防犯防災対策	
	事故防止対策	
	施設の保全に関する取組み	
	施設運営の組織体制について	
	効率的な経営について	
	基本方針	
	管理に係る経費の縮減案	
	指定管理料提案額	
	効率的な経営について	
5. 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力について		
	管理を安定して行う物的・人的能力について	
	基本方針	
	事業者理念・経営方針	
	ISO（品質、環境）等取得状況	
	円滑な業務の引継ぎについて （引継ぎ前に雇用されている 職員の継続雇用等）	
	人員の確保及び育成について	
	基本方針	
	社員の選考方法・選考基準	
	社員の配置・確保について	
	社員の教育・研修について	
	関連施設の受注・経営実績	
	資産規模・管理状況について	
	債権債務の状況について	
	経営マネジメントについて	
6. その他		
	個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	
	個人情報の保護措置	
	個人情報の開示請求への対応措置	
	情報公開請求への対応措置	
	文書の分類・作成・保存及び 破棄に関する基準等	
	その他の提案について	

注) 用紙は、A4及びA3サイズとし、分量はA4フラットファイル1冊（背幅18mm）程度とすること。

収 支 予 算 書

団 体 名

所 在 地

代表者役職・氏名

単位：千円

	項 目	金 額	内 訳 (積算根拠等)
収入	市が支払う経費		
	利用料金収入		
	その他収入		
	収入合計(A)		
支出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	施設管理費		
	事務経費		
	支出合計(B)		
収支(A) - (B)			
公園の収支についての考え方			

辞 退 届

令和 年 月 日

大和市長 あて

応募者

所在地

団体名

(共同事業体名・代表団体名)

代表者名

公園施設等（大和市都市公園条例規定施設）の指定管理者の応募について、次の理由により辞退します。

記

1. 辞退の理由
2. 担当者氏名
3. 所属・職名
4. 電話番号
5. FAX番号

第4号様式

令和 年 月 日

大和市長 あて

所在地
 団体名
 代表者名

大和市が行っている指定管理者からの暴力団排除の取り組みについて承知するとともに、警察署に対する照会及び通知に関し同意いたします。

商号又は名称										
所在地										
役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	か	漢字			元号	年	月	日		
備 考										

備考1 かは半角で、元号はM、T、S、Hで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

備考2 性別は、M（男）、F（女）のいずれかで記入すること。

備考3 欄内に収まらない場合は、必要部数を作成し、提出すること。

欠格事項に関する申立書

令和 年 月 日

大和市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

当社(団体)は、次の指定管理者応募資格の欠格事項のいずれにも該当がありません。
万一、この申立内容に相違していたときには、指定管理者の応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

《欠格事項》

- ・ 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・ 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者であること。
- ・ 団体又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の1第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・ 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体の法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・ 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）。
- ・ その他市長が指定管理者として適当でないと認める者であること。

大和ゆとりの森整備事業年次別計画

別図1



年次別計画

令和元年7月現在

番号	施設名	面積	施工年度	供用開始(予定)年月	備考
1	芝生グラウンド整備	2.6ha	平成18年度	平成19年7月	
2	芝生グラウンド南側便所建築				
3	修景池整備	4.9ha	平成19年度～平成21年度	平成21年7月	
4	センター施設(仲良しプラザ)建築	0.7ha	平成22年度～平成23年度	平成24年7月	
5	ロータリー・エントランス整備				
6	東側駐車場整備	1.0ha			
7	芝生広場(ピクニック)整備	1.5ha	平成23年度～平成24年度	平成24年7月	
8	わんぱく広場整備				
9	東側外周道路整備				
10	南側外周道路整備	—			
11	テニスコート整備	3.2ha	平成24年度～平成25年度	平成26年7月	
12	中規模多目的スポーツ広場造成				
13	バーベキュー広場整備				
14	花畑エリア整備				
15	管理作業所建築				
11-1	テニスコート外構整備	1.7ha	平成25年度～平成26年度	平成26年7月	
12-1	中規模多目的スポーツ広場整備				
16	大規模多目的スポーツ広場整備				
17	軽スポーツ広場造成			平成27年7月	
12-2	中規模多目的スポーツ広場夜間照明整備	—	平成26年度～平成27年度	平成27年7月	
16-1	大規模多目的スポーツ広場防球ネット・夜間照明整備				
18	南側駐車場整備	0.6ha			
19	更衣室棟(スポーツハウス)建築		平成27年度	平成28年4月	市単独費
17-1	軽スポーツ広場植栽	—			
20	公園連絡橋整備	0.3ha	平成27年度～平成28年度	平成29年4月	
21	南側エントランス整備				
22	南側第2駐車場整備	0.6ha	平成29年度～平成30年度	平成31年4月	
23	大規模多目的スポーツ広場整備等	2.2ha	未定	未定	※臨時駐車場として一部供用開始済み